

# **現場技術業務共通仕様書**

**平成16年7月**

**独立行政法人 中小企業基盤整備機構**

# 目 次

第1章 総 則	1
第101条 適用範囲	1
第102条 用語の定義	1
第103条 一般的留意事項	2
第104条 業務実施計画書	2
第105条 業務処理結果報告書	3
第106条 業務完了時の提出書類	3
第107条 提出書類	3
第2章 設計に関する現場技術業務	3
第201条 積算に必要な調査	3
第202条 積算に必要な資料	3
第3章 監督に関する現場技術業務	4
第301条 書類の確認	4
第302条 立会	4
第303条 施工状況の照合	4
第304条 使用材料の照合	4
第305条 工程管理	5
第306条 品質管理	5
第307条 図面と現地の不一致等	5
第308条 検査の立会	5
第309条 設計変更工事等に関する図書	5
第310条 対外接渉に関する資料	5
別記様式1：現場技術業務打合せ書	6
別記様式2：業務処理結果報告書	7

# 第 1 章 総 則

## 第 1 0 1 条 適用範囲

- 1 この共通仕様書は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が発注する現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。
- 3 現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む。）および特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

## 第 1 0 2 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「発注者」とは、契約職（分任契約職を含む。）をいう。
- 二 「請負者」とは、業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 三 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において請負者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- 四 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、請負者が定めた者をいう。
- 五 「現場技術員」とは、請負者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
- 六 「指示」とは、監督職員が請負者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 七 「承諾」とは、請負者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 八 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議することをいう。
- 九 「報告」とは、請負者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十 「提出」とは、請負者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

十一 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はテレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面として差し替えるものとする。

十二 「打合せ」とは、現場技術業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

#### 第103条 一般的留意事項

- 1 管理技術者は、請負工事の契約書および設計図書等の内容を十分理解し、更に工事現場の立地条件等についても存知しておかなければならない。
- 2 管理技術者は、特記仕様書で示された業務の適正な履行を確保するため、現場技術員が行う次の業務にかかわる諸事項が適正に行われるように、現場技術員を指揮監督しなければならない。
  - (1) 必要な設計及び監督に関する業務を厳正に実施すること。
  - (2) 監督に関する業務の実施にあたっては、必要な技術基準を十分理解しておくこと。
  - (3) 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合には、すみやかに監督職員にその内容を正確に伝えること。
  - (4) 監督に関する業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えること。
  - (5) 監督に関する業務の実施にあたって、請負工事の契約書および設計図書等の内容を十分理解し、更に工事現場の状況についても精通しておくこと。
  - (6) 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整理しておくこと。
- 3 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について別記様式1による現場技術業務打合せ書に記録し相互に確認しなければならない。
- 4 現場技術員は、管理技術者のもとに監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。
- 5 現場技術員は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではないので、工事請負者に対する指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものとする。

#### 第104条 業務実施計画書

請負者は、業務の実施にあたっては、あらかじめ業務実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

## 第105条 業務処理結果報告書

請負者は、別記様式2により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告書（以下「報告書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

- 1 実施した業務の内容
- 2 その他必要事項

## 第106条 業務完了時の提出書類

請負者は、業務が完了した場合は、前条に規定する報告書を一括整理して監督職員に提出するものとする。

## 第107条 提出書類

請負者は、契約時、変更時及び完了時の各時点において、業務請負代金500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク又はオンラインにより提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、請負者が公益法人の場合はこの限りではない。

提出期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

# 第2章 設計に関する現場技術業務

## 第201条 積算に必要な調査

請負者は、積算に必要な現場条件等の調査にあたっては事前に監督職員とその内容を協議のうえ行うものとし、その結果を報告書で監督職員に提出するものとする。

## 第202条 積算に必要な資料

請負者は、積算に必要な図面、数量取りまとめ、各種データの作成にあたっては事前に監督職員と協議のうえ行うものとし、その結果を監督職員に提出するものとする。

## 第3章 監督に関する現場技術業務

### 第301条 書類の確認

請負者は、工事請負者から提出された書類について、これを確認し監督職員に報告するものとする。

### 第302条 立会

- 1 請負者は、工事の設計図書にもとづき立会を行った場合は、その結果を報告書で監督職員に報告するものとする。
- 2 請負者は、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない工事等について、現場で立会し設計図書に適合しない場合は、工事請負者に適合のために必要な助言を行うものとする。  
また、工事目的物の変更は伴わないが、工事請負者が工事契約の目的を達成するために当然施工しなければならないものについても、請負者は必要に応じ助言を行うことができるものとする。  
なお、その結果を報告書で監督職員に報告するものとする。

### 第303条 施工状況の照合

請負者は、請負工事の施工状況（段階確認）について設計図書に示す所定の出来形および品質を確保するため現地で照合を行った場合、その成果を監督職員に提出するものとする。  
また、その結果不適合又はその恐れがあると認められる場合は、工事請負者に対し適合のために必要な助言を行い、その結果を報告書で監督職員に報告するものとする。

### 第304条 使用材料の照合

請負者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い次の各号に定める事項を付記して、その成果を監督職員に提出するものとする。

- 一 年月日
- 二 品名、寸法等
- 三 照合数量
- 四 照合結果および適合数量
- 五 その他必要と認められる事項

### 第305条 工程管理

請負者は、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあるときは、遅滞なく報告書で監督職員に提出するものとする。

### 第306条 品質管理

請負者は、工事請負者が仕様書に定められた品質管理試験を忠実に実行しているか確認し、その結果を報告書で監督職員に提出するものとする。

### 第307条 図面と現地の不一致等

請負者は、次の各号に掲げる場合で工事請負者から通知を受けたときは、遅滞なく報告書で監督職員に報告するものとする。

- 一 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）
- 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は、人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 四 設計図書で示されていない施工条件について予想することができない特別の状態が生じたこと。
- 五 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

### 第308条 検査の立会

請負者は、請負工事に関わる工事検査および監督職員が行う検査に立合い、求められる説明に応じなければならない。

### 第309条 設計変更工事等に関する図書

請負者は、監督職員と協議のうえ設計変更、工事完成検査若しくは既済部分検査等に必要な測量、測定又は図書等の資料作成をしなければならない。

### 第310条 対外接渉に関する資料

請負者は、監督職員と協議のうえ地元若しくは関係機関との接渉に必要な測量、測定又は資料の作成をしなければならない。又この接渉を行う際、請負者は必要に応じ現場技術員を監督職員に随行させなければならない。

現場技術業務打合せ書

事項：

項 目				発 議 年 月 日	監 督 職 員	管理技術者
指 示	承 諾	協 議	提 出 報 告	平成 年 月 日		

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

				受 理 年 月 日	監 督 職 員	管理技術者
				平成 年 月 日		

項 目	承 諾		平成 年 月 日	監 督 職 員	管理技術者
	上記について	不承諾			
	受 領				

(理由)

-----

-----

-----

-----

業務処理結果報告書

平成 年 月 日 曜日	天 候	管理技術者	現場技術員
	実施業務の概要	そ の 他	